

小値賀町3世代同居・近居促進事業

事業概要

安心して子どもを産み育てることができる住まい・居住環境の形成を促進するため、新たに3世代同居又は近居するための改修工事等に補助します。

補助対象住宅

・新たに3世代※1で同居※3又は近居※4するための住宅

※1 「3世代」とは、子育て世帯を含む3つ以上の世代をいう。

※2 「子育て世帯」とは、小学生以下の子ども(出産予定を含む)がいる子育て中の世帯

※3 同一敷地内にある別棟離れに居住するなど、同居同等と判断するものを含む

※4 「近居」とは、小値賀町外から小値賀町内に居住することをいう。

補助内容 ※国費や県費の含まれる他の補助金との重複は出来ない。

①3世代同居のための改修工事、中古住宅の取得

- 間取りの変更等
 - ・間取りの変更
 - ・部屋等の増築
 - ・玄関の増設 等
- 設備の改修
 - ・キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修・増設
- バリアフリーリフォーム
 - ・通路等の拡幅 ・階段の勾配緩和 ・手すりの設置
 - ・段差の解消 ・出入口の戸の改良 ・床面の取替え
- ヒートショック対策のための断熱改修
 - ・屋根(天井)・外壁・床の断熱改修
 - ・窓の断熱改修
- 浄化槽の設置又は入れ替え
- 中古住宅の取得

②3世代近居のための中古住宅の取得

補助額

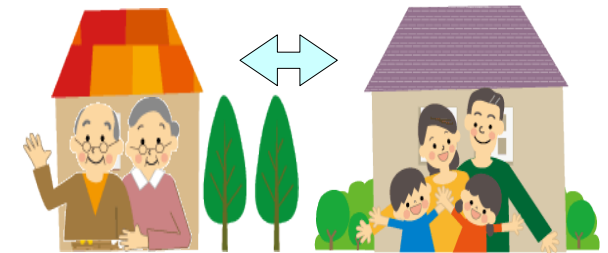
①⇒工事費及び取得費の2/5、上限80万円

②⇒取得費の2/5、上限80万円

同居



近居



小値賀町外から小値賀町内に居住

➢ 本年度は 1件を予定しています。

※ 申し込み期限 平成28年12月末

お問い合わせ先:小値賀町役場 建設課 建設管理班